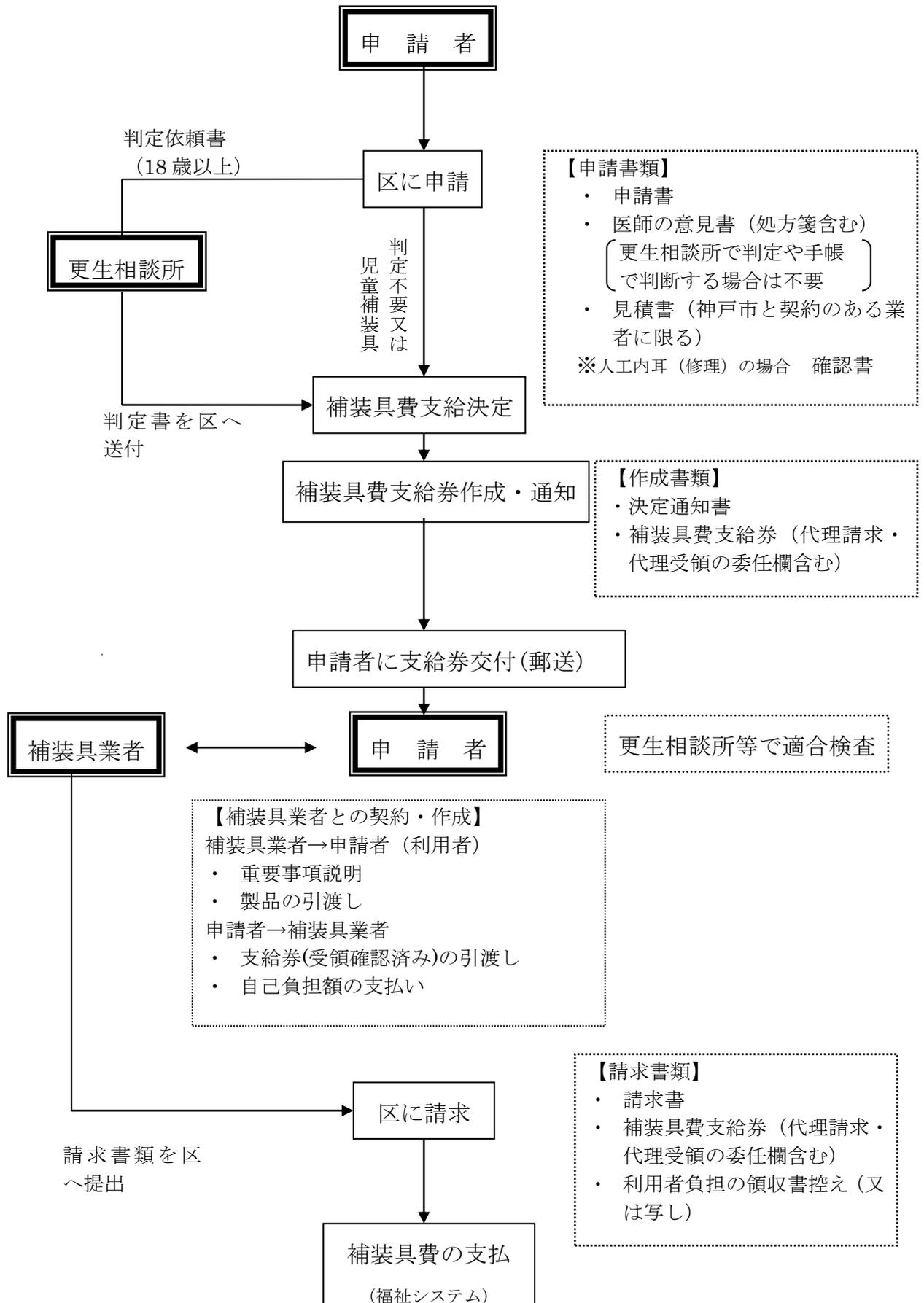


# 補装具費支給事務処理手順



## 特例補装具費支給事務処理手順

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、形式、基本構造等によることができない補装具（特例補装具）の購入又は修理に要する費用を支給する必要が生じた場合の事務の取扱いは次のとおり。

